

薬機法・景表法・健康増進法・特商法による広告規制の現状と対策



Tokyo, February 15, 2017

- 広告に関する法規制の**概要**
- 過去の摘発事例
- どのような対策をしたらよいか



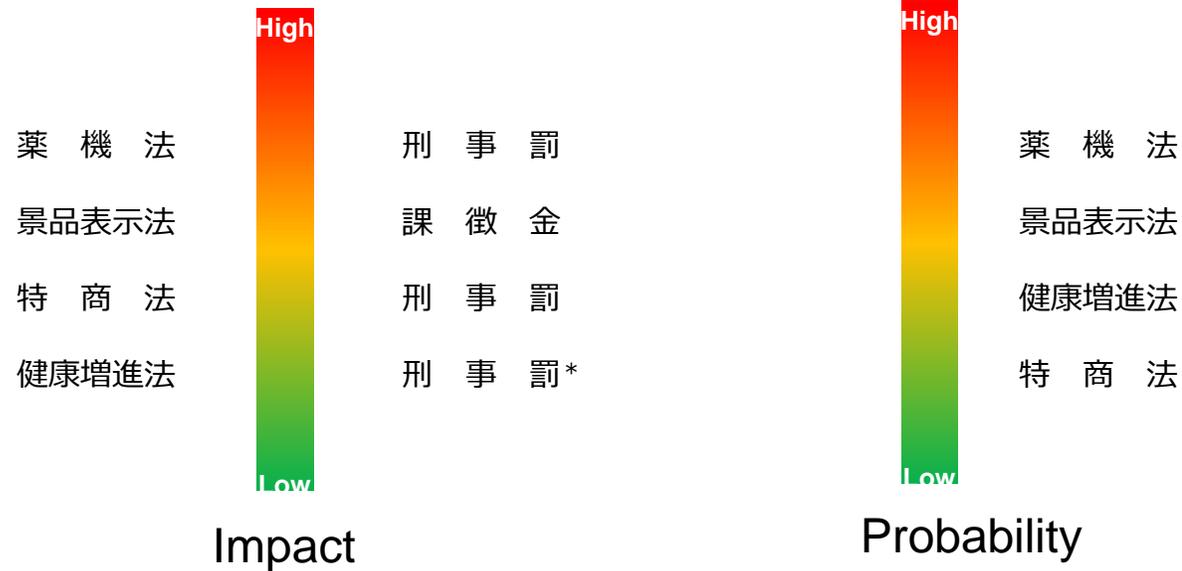
丸の内ソレイユ法律事務所
企業法務部長 弁護士

略 歴

- 大手外資系銀行コンプライアンス部
バイスプレジデント
- 法務省刑事局付検事
- 東京地方検察庁特捜部検事

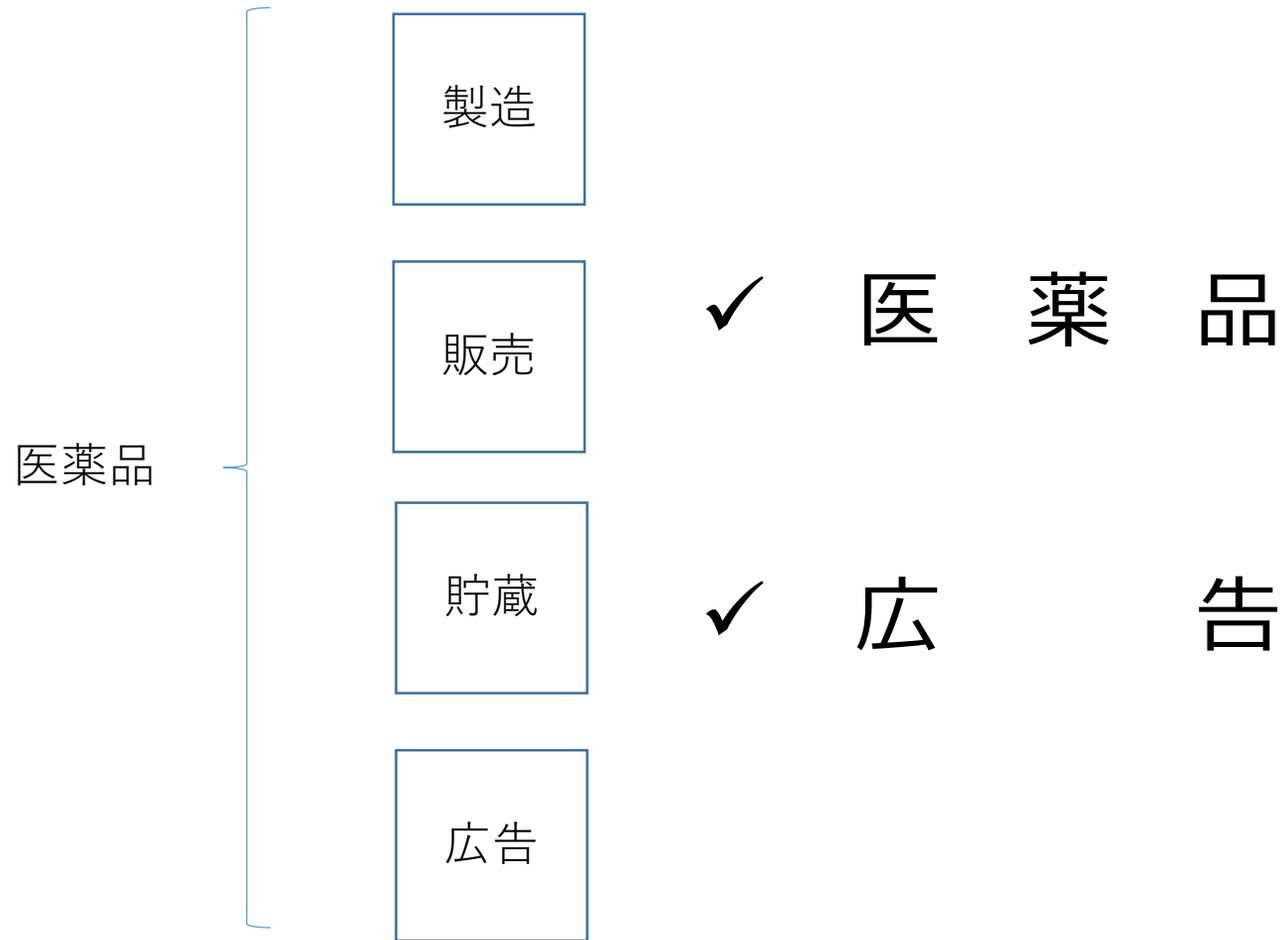
優先して対処すべき事項 Risk assessment

	Impact	Probability	Risk
薬機法	High	High	High
景表法	High	Medium	High
健増法	Low	Low	Low
特商法	Medium	Low	Medium

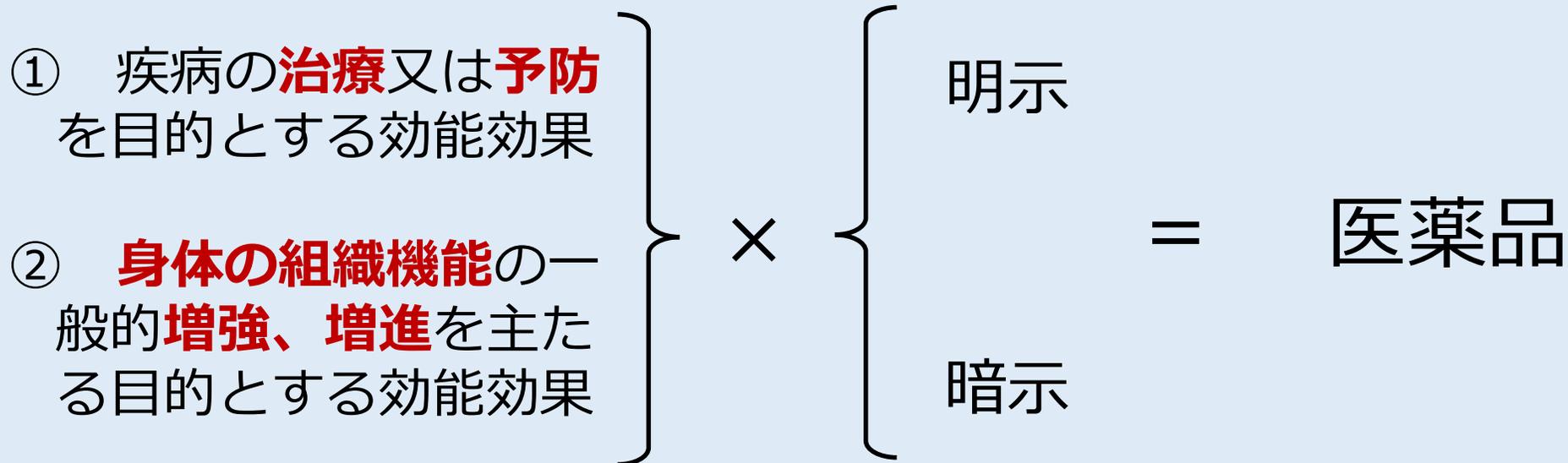


* 間接罰

薬機法



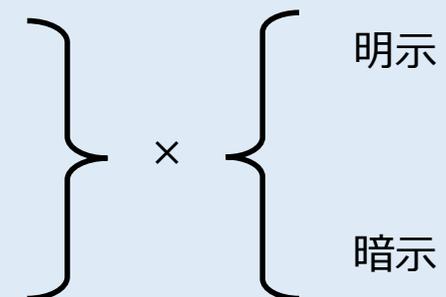
✓ 医薬品



通常人が医薬品としての目的を有するものであると認識するかどうかにより判断

✓ 医薬品

- ① 疾病の**治療**又は**予防**を目的とする
効能効果
- ② **身体の組織機能**の一般的**増強、
増進**を主たる目的とする
効能効果



逮捕

- ✓ がんに効く
- ✓ 筋肉増強、脂肪を効率よく燃焼
- ✓ 内臓脂肪をどろどろに溶かす

書類送検

- ✓ ひざの痛みが楽になる
- ✓ 保湿やアトピーに効く

通常人が医薬品としての目的を有するものであると認識するかどうかにより判断

✓ 広告

① 顧客を誘因する意図が明確

② 特定医薬品等の商品名が明らか

= 広告

③ 一般人が認知できる状態

①～③のひとつでも欠ければ広告ではない

*平成10年9月29日医薬監第148号 都道府県衛生主管部(局)長あて 厚生省医薬安全局監視指導課長通知

✓ 広告

- ① 顧客を誘因する意図が明確
- ② 特定医薬品等の商品名が明らか
- ③ 一般人が認知できる状態



今なら半額 1箱 100万円

- ① 「夢のダイエットサプリ」
「脂肪が瞬間消滅」
「1粒でマイナス10キロ」
- ② 商品名「ソレイユZ」
- ③ ホームページ

*平成10年9月29日医薬監第148号 都道府県衛生主管部(局長)あて 厚生省医薬安全局監視指導課長通知

✓ 広告

商品名を明らかにせず成分だけを宣伝

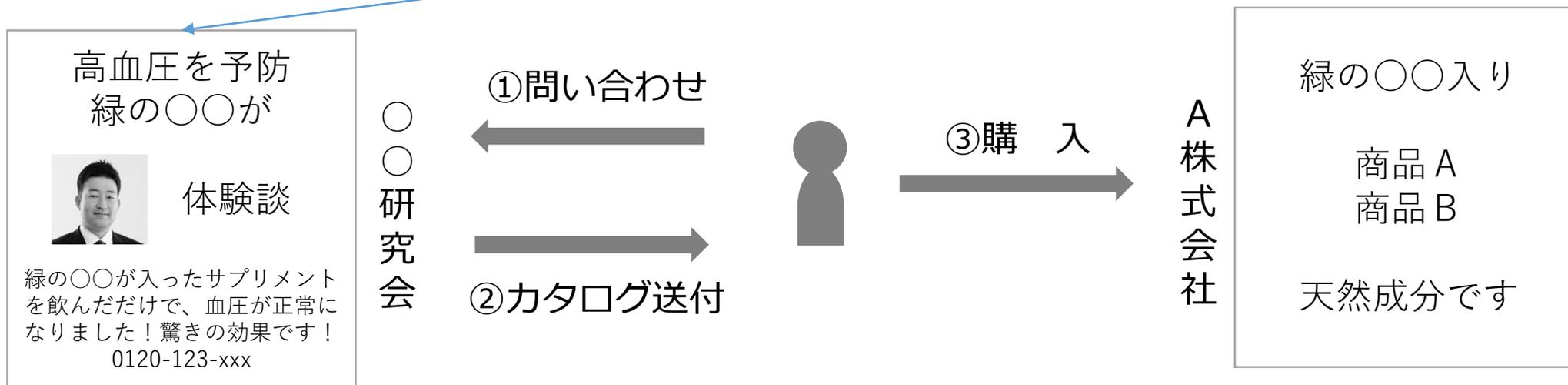
- ① 顧客を誘因する意図が明確
- ② **特定医薬品等の商品名が明らか**
- ③ 一般人が認知できる状態

||

広告には当たらない

||

成分の効能効果を書いても問題ない？



✓ 広告

〇〇研究会 解説特報



医薬品的効能効果を記載

- 高血圧・動脈硬化予防
- 肝臓・腎臓の働きを活発化
- 排毒・解毒作用
- 免疫力を整える

① 顧客を誘因する意図が明確 ✕

② 特定医薬品等の商品名が明らか ✕

③ 一般人が認知できる状態

商品名の記載がなく、顧客を誘引する意図が明確とまでは言い難い



薬機法違反として検挙するのは困難
もっとも、景品表示法、消費者契約法

医薬品の広告

A社
HP

商品名：ソレイユZ
効能効果：がんに効く
成分：SO

A社
関係
HP

商品名：ソレイユZ
成分：SO

リンク
検索推奨

成分：SO
効能効果：がんに効く

無関係
B社
HP

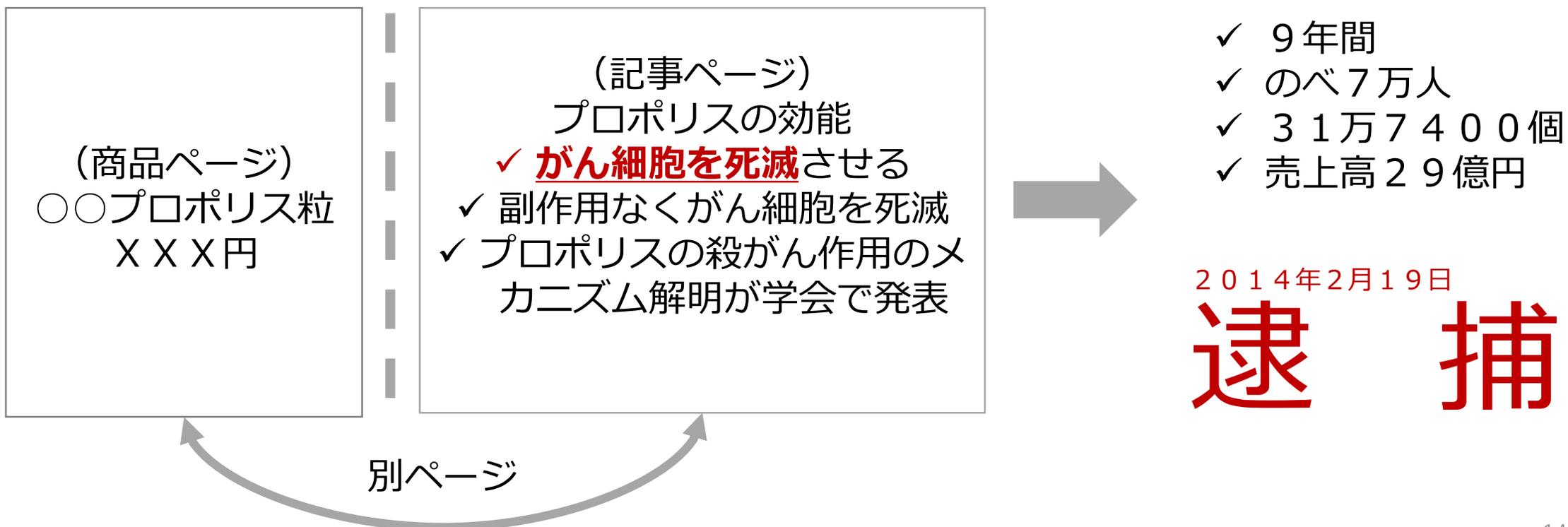
商品名：ソレイユZ
成分：SO

無関係

成分：SO
効能効果：がんに効く

具体例 1

- 会社名 S社
- 商品名 ○○プロポリス粒、○○プロポリス液等
- 販売手法 病院やクリニックに設置される無料の健康情報誌に商品名、効能効果を掲載



具体例 2

- 会社名 A社
- 商品名 強○水○
- 販売手法 インターネット、小売店等で販売

A社HP

(商品ページ)
強○水○
500ml 2,000円
「○○ 不思議な水」
で検索してください

他団体HP

(記事ページ)
超エネルギー水研究会 (商品名なし)
✓ 切り傷の出血が止血
✓ がん細胞をも抑え込む
✓ 痛み・かゆみを瞬時に消す

* 他団体の拠点は、A社役員名義で賃借

検索誘導

末期すい臓がんですが普通に暮らしています

母がすい臓がんの末期と昨年6月に診断され、

余命6カ月との宣告を受けました。レベル4で手術もできない状態のためすがる思いで波動水のタイプ1とタイプ2を交互に飲んでいます。(毎日150ccずつ) (週1回)

医者からはがんは点在しているのにいまだにこんなに体力があるのが不思議らしい。体重は15kgも減ったが、普通に暮らしていただける奇跡は波動水のお陰と確信しています。ありがとうございます。

母がすい臓がんの末期と昨年6月に診断され、余命6ヶ月との宣告を受けました。レベル4で手術も出来ない状態の為すがる思いで波動水のタイプ1とタイプ2を交互に飲んでいます(毎日150ccずつ)(週1回) 医者からはがんは点在しているのにいまだにこんなに体力があるのが不思議らしい。体重は15kgも減ったが、普通に暮らしていただける奇跡は波動水のお陰と確信しています。ありがとうございます。

末期すい臓がんの体験談 / 宮城県 鈴木さん (女性50代)

水 (2011年3月12日 13:09) | [トラックバック\(0\)](#) [ツイート](#)



2014年8月19日

逮捕

Q 次のような場合は問題ないの？

〇〇ガイド (HP)

健康食品としても有名な〇〇 (成分) が、
実は「〇〇 (病名)」にも効くんです

- ✓ 〇〇が〇〇に高い効果を発揮
- ✓ なぜ〇〇に効果があるのか、その仕組み
をご紹介します

〇〇 (病名) に効果がある〇〇比較

- ① 商品名 (公式サイトにリンク)
 - ② 商品名 (公式サイトにリンク)
- ...

A社HP

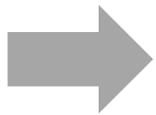
(商品ページ)

×〇△

栄養素をぎゅっと濃縮
国産だから安心
ぜひ体験してください
不足しがちな栄養素を
補給できます
etc...

A 条件次第では、薬機法違反となる可能性があります。

- ✓ A社と〇〇ガイド（HP）との経営者が実質的に同一又は密接な関係がある
 - A社代表と〇〇ガイド運営者が親族
 - 〇〇ガイド運営者がA社の従業員
- ✓ A社が〇〇ガイド（HP）側に自社ホームページへのリンクを依頼し、報酬を払っている
 - A社口座から〇〇ガイド側に送金の事実がある
 - 広告の委託は指定ないものの、A社が相場からみて高額な業務委託契約を〇〇ガイド側と締結しており、実質的にA社から〇〇ガイド側に経済的利益がもたらされている
- ✓ A社の売上げのほとんどが〇〇ガイドからの流入によっておりA社はそのことを認識している



効果・効能のページと商品のページを分ければ摘発の可能性がないという安易な考え方は極めて危険

具体例3

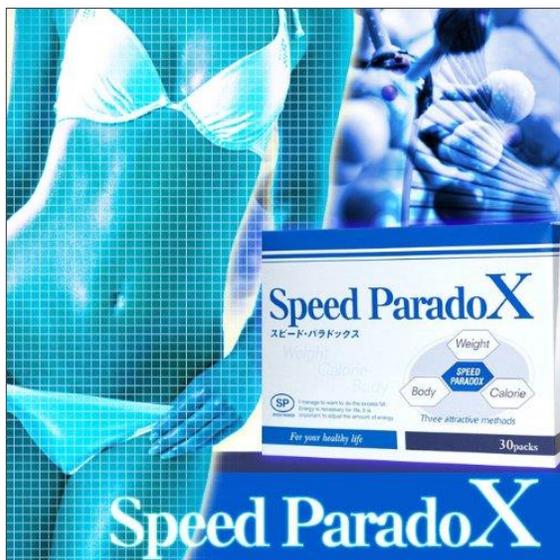
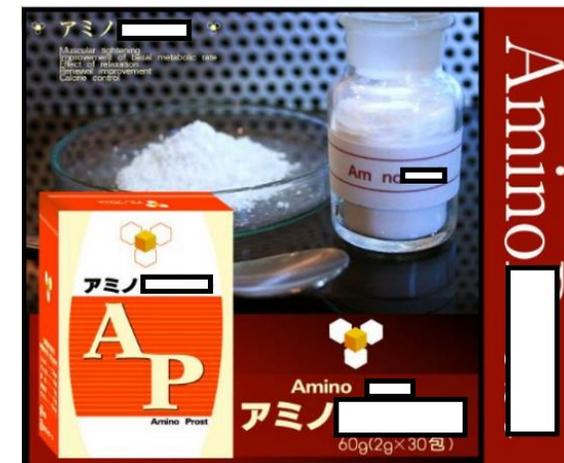
- 会社名 R社
- 商品名 アミノ○○○○○
- 販売手法 小売店に販売

「筋肉を増強し効率よく脂肪を燃焼」
「あっという間にマイナス20キロ」
「内臓脂肪をドロドロに溶かす」



2012年1月12日

逮 捕



具体例4

- 会社名 M社
- 商品名 スピードパラドックス
- 販売手法 小売店に販売

「飲んで20分で脂肪1キロが蒸発する」



2012年2月1日

逮 捕

具体例 5

- 会社名 HW社
- 商品名 ○潤
- 販売手法 自社ホームページ

「尿酸値の減少を約束します」
などと痛風改善に効果があるとして、
健康食品を販売。4年で1156万円を売上げ



2015年2月9日

書類送検

具体例 6

- 会社名 T社
- 商品名 ラ○チー○
- 販売手法 新聞折り込み広告

「腰の痛みがなくなった」など
という内容の新聞折り込み広告で
1年半で5億円の売上げ



2011年12月22日

書類送検

逮捕と書類送検の違いとは？

捜査手法

高血圧を予防
緑の〇〇が



体験談

緑の〇〇が入ったサプリメントを飲んだだけで、血圧が正常になりました！驚きの効果です！
0120-123-xxx

検察官は、事件をのぼしたい

③詐欺罪で立件

③無許可医薬品の製造
販売、貯蔵等も立件

②未承認医薬品の広告
禁止違反で捜索・差押

①未承認医薬品の広告を狙う

- ・サイバーパトロール
- ・紙媒体の広告収集
(チラシ、雑誌等)



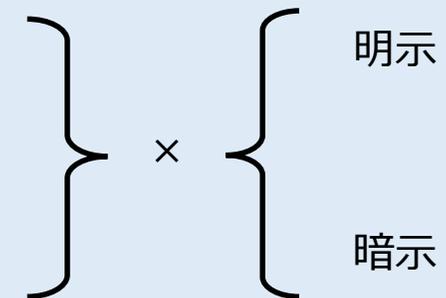
Q どれくらいの回数、薬機法（薬事法）違反で検挙されているの？

媒体	記事年月日	通番	法人名等	見出し	対象	内容概要	適用条項(推定・参考)	起訴日、逮捕日等	処分
NHK ニュース	20160630		「出雲ゴム工業」、「クリーンポリマー」、「ミムラゴム」、それぞれの会社役員4人	未承認医療機器の無許可製造	機器	コーヒーで腸を洗浄すれば、便秘が改善するなどとして、コーヒーを大腸に流すために使うホースなどの先頭の医療機器を無許可で製造していた。2015年11月までの11年間余りで、3社で合わせて14万個を製造し、1億円以上を得ていた。	23条の2?	20160630書類送検	
東京読売	20160121		健康食品製造販売会社代表取締役、従業員、その他会社役員1人、訪問販売業者4人	未承認医薬品の無許可販売	食品	健康セミナーで健康食品を「ヒト白血病細胞に対する増殖抑制効果がある」などと効能を記した資料を配付し、販売。	14条、24条	20160119～20逮捕	その他会社役員は罰金50万円の略式起訴、従業員、訪問販売業者4人は処分保留
日経	20151217		「ノバルティスファーマ」(従業員・罰則規定適用)	誇大広告	医薬品	高血圧治療薬ディオバン(一般名バルサルタン)について、臨床データを操作して効果が実際よりも高くできるよう解析データの一部を改ざんした上で研究者に提供し、専門誌に虚偽の論文を掲載させた。	66条1項	20140701起訴 20140722追起訴	
東京読売	20151203		「ディーセントワーク」元社長・従業員逮捕	未承認医薬品の無許可販売	食品	2014年8月～10月、コーヒーで洗腸すれば美肌効果があるなどとうたい未承認薬「カフェコロン」を販売した。販売サイトで腸内洗浄でデトックスなどと宣伝。都は未承認薬を販売しないよう2度にわたって同社を指導したが、従わなかった。	14条、24条	20151202逮捕と発表	
日刊薬業	20150615		「武田薬品工業」	誇大広告	医薬品	高血圧治療薬「プロプレス」(一般名=カンデサルタン)をめぐる臨床試験「CASE-J」の結果を用いた広告が誇大広告に該当すると認め、同社に対して、広告の審査体制を整備することなどを求める。 「自社製品と他社製品の脳卒中などの発現率グラフについて、統計的に有意差がないにもかかわらず、自社製品を長期間服用した場合の発現率が他社製品を下回ることを強調するため、交差部分に矢印を用い、これをゴールデンクロスという最大級の表現で強調」、「切り札という強い表現で、糖尿病など本来の効能・効果でない副次的効果を端的に提示」	66条1項、72条の4第1項		20150612改善命令
通販新聞	20150528		ミラクルウォーター、代表取締役、元取締役、従業員	未承認医薬品の無許可販売	食品	「濱田教男の濃縮溶液」と称する飲料水について、医薬品としての承認を得ずにHPで医薬品的効果を標ぼう。全国121箇所のサプリメント取扱い店舗やインターネットで販売、2014年8月までの約2年間で1億5000万円ほどを売り上げていたという。(がんや糖尿病に効くなどとうたっていたとのこと。)	14条、24条	20150520逮捕 20150522法人書類送検	

対策

✓ 医薬品

- ① 疾病の**治療**又は**予防**を目的とする
効能効果
- ② **身体**の**組織機能**の一般的**増強**、**増進**を主たる目的とする
効能効果



✓ 広告

- ① 顧客を誘因する意図が明確
- ② 特定医薬品等の商品名が明らか
- ③ 一般人が認知できる状態

（製造業の許可）

第十三条 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造をしてはならない。

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 第十三条第一項又は第六項の規定に違反した者

（医薬品の販売業の許可）

第二十四条 薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を**販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列**（配置することを含む。以下同じ。）してはならない。

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

九 第二十四条第一項の規定に違反した者

（承認前の医薬品、医療機器及び再生医療等製品の広告の禁止）

第六十八条 何人も、第十四条第一項、第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二の二十三第一項に規定する医薬品若しくは医療機器又は再生医療等製品であつて、まだ第十四条第一項、第十九条の二第一項、第二十三条の二の五第一項、第二十三条の二の十七第一項、第二十三条の二十五第一項若しくは第二十三条の三十七第一項の承認又は第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

五 第六十八条の規定に違反した者

景 表 法

優良誤認表示

商品・サービスの品質規格等について、実際のものよりも又は競争関係にある他事業者よりも著しく優良であると示す表示

最新情報

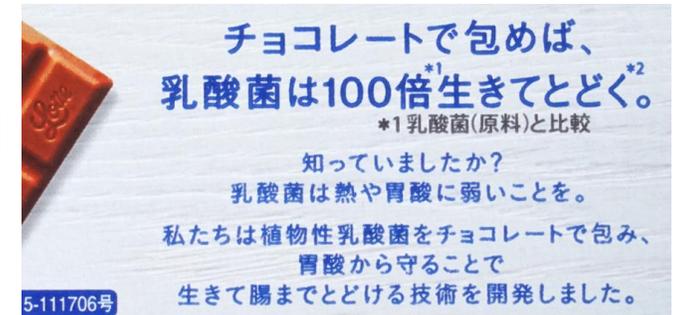
平成29年2月14日 消費者庁

「日本サプリメントに対する措置命令及び特保に関する景表法の取り組みについて」

- ✓ 「特保に係る景表法違反事案に接した場合には、厳正に対処する」
= 措置命令、課徴金
- ✓ 「特保及び機能性表示食品については、すべての商品のウェブサイト等における表示の状況の監視を毎年度実施する」
- ✓ プレスリリースの際、特保、機能性表示食品を持っている事業者に対し、注意喚起の文書を送付する旨発表。

平成29年2月14日 報道

ロッテ「乳酸菌が（腸まで）100倍届く 乳酸菌シヨコラ」
→消費者庁から問い合わせ 調査中？



チョコレートで包めば、
乳酸菌は100倍^{*1}生きてとどく。^{*2}
*1乳酸菌(原料)と比較

知っていましたか？
乳酸菌は熱や胃酸に弱いことを。
私たちは植物性乳酸菌をチョコレートで包み、
胃酸から守ることで
生きて腸までとどける技術を開発しました。

5-111706号

最新情報

平成29年2月2日 消費者庁
「株式会社Xenaに対する措置命令について」

「あれ?またシミが・・・」
「長年しみついた悩みやくすみを洗顔だけで洗い流す」「シミのもとメラニンを含む、古い角質まで洗い流せるんだとか!」

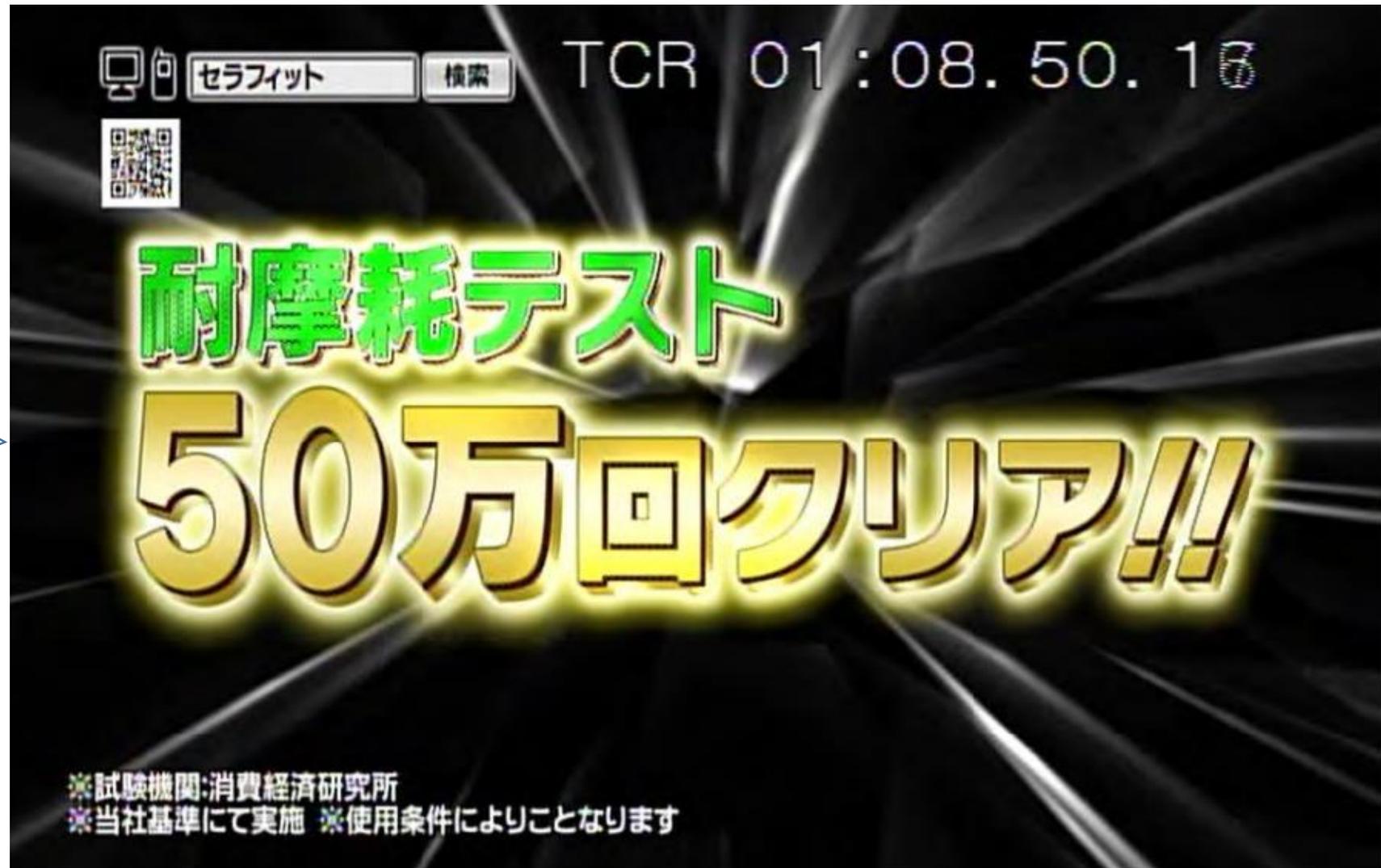


平成28年9月1日消表対第1230号

〇社販売のフライパン



平成28年9月1日消表対第1230号



セラフィット 検索 TCR 01:08.50.16

耐摩耗テスト

50万回クリア!!

※試験機関:消費経済研究所
※当社基準にて実施 ※使用条件によりことなります

50万回擦っても
傷まないことが証
明されました

景表法

平成28年9月1日消表対第1230号



コインで擦っても傷が付かず、コーティングは剥がれません



たとえば大量の釘を炒めたって傷が付かない

景表法

平成28年9月1日消表対第1230号

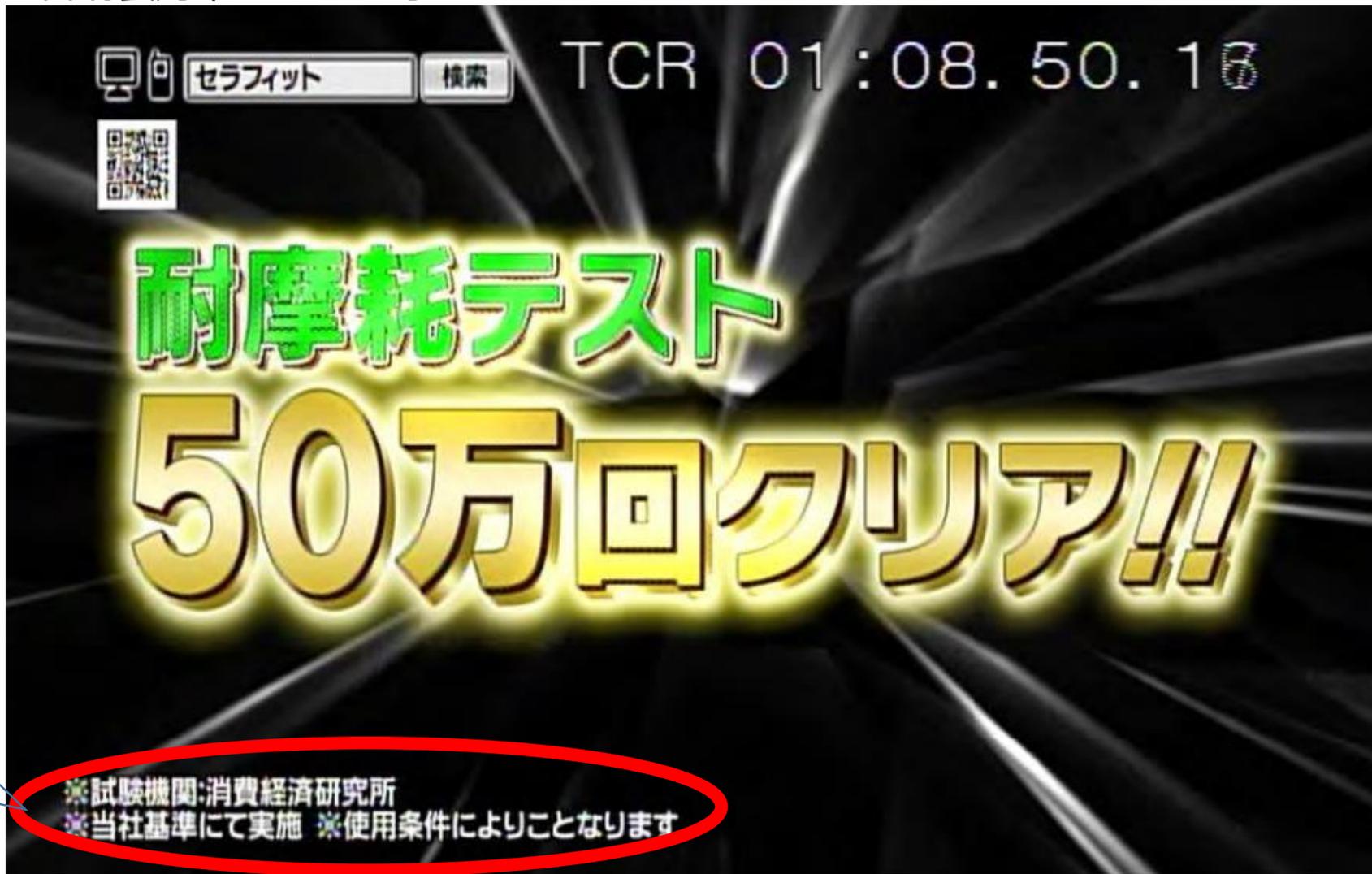
金属製へら



金属製 tong



平成28年9月1日消表対第1230号



50万回クリア

- ✓ 実は、ナイロン製調理器具でのテスト
- ✓ 金属製調理器具では5000回前後でコーティングが剥離

※当社基準にて実施
※使用条件によりこととなります

※試験機関:消費経済研究所
※当社基準にて実施 ※使用条件によりこととなります

消費者庁表示対策課 山本慎上席景品・表示調査官コメント

- フライパンは表面が傷つくと焦げやすくなったり、劣化が進みやすくなるため、耐摩耗性は**消費者にとって重要な消費選択の要素**であるが、これが**表示と実際に大きな乖離**があった
- 当該商品の販売開始から問題の表示が終了した約1年半までに約76万セットを販売し、約127億円を売り上げるなどかなりの数量、売上額となっており、**一般消費者に与える影響**が非常に大きい
- (インフォーマーシャルの) 放送回数も1万2000回と**消費者の目に多く触れていた**

これらを勘案すると措置命令が相当だと判断した

考慮される要素

- ✓ 消費選択の要素としての重要性
- ✓ 表示と実際との乖離の程度
- ✓ 販売額、販売期間から見た消費者への影響の程度
- ✓ 広告の頻度、流布の程度

考慮される要素

- ✓ **消費選択の要素としての重要性**
- ✓ 表示と実際との乖離の程度
- ✓ 販売額、販売期間から見た消費者への影響の程度
- ✓ 表示の流布の程度

DHA・EPAの含有量



カプセルの材質



考慮される要素

- ✓ 消費選択の要素としての重要性
- ✓ **表示と実際との乖離の程度**
- ✓ 販売額、販売期間から見た消費者への影響の程度
- ✓ 広告の頻度、流布の程度



考慮される要素

- ✓ 消費選択の要素としての重要性
- ✓ 表示と実際との乖離の程度
- ✓ **販売額、販売期間から見た消費者への影響の程度**
- ✓ 広告の頻度、流布の程度

販売期間 5年
販売額 120億円

>

販売期間 1年
販売額 1億円

大企業

>

個人事業主

考慮される要素

- ✓ 消費選択の要素としての重要性
- ✓ 表示と実際との乖離の程度
- ✓ 販売額、販売期間から見た消費者への影響の程度
- ✓ **広告の頻度、流布の程度**

テレビCM
新聞・雑誌広告
ホームページ

>

会員向けDM
会員制サイト

何をしたら、刺される？

- ✓ 商品を選ぶときに消費者が重視する事項について
- ✓ 実際と大きく異なる表示をし
- ✓ 多くの消費者が目に触れる方法で頻繁に広告をし
- ✓ 長期間、又は、多額の売上げをあげている

平成25年12月5日消表対第555号



寝ている間に勝手にダイエット!?

累計販売 **35万個突破!**

寝る前に飲むだけで努力なし!?

夜トマト

ダイエットで **マイナス** **?** **キロ!!**

私、昔はなんと **91**キロ もあったんです!!

これが子供を4人産んだお腹です!

もともと90kg台の体重だったんですよ。そんな時に出会ったのがトマちゃん。そして、今までできなかったことができました。一番上の子供が20代なのですが、この間、並んで歩いていた時に長男の奥さんと間違えられたりしました(笑)

愛用者の方が集まって自慢のお腹を披露!!

他の愛用者の方もビックリ!!

さんのご自宅で撮影

以前着ていた洋服もこんなにブカブカ!

こんなにたくさんのくびれ美人**成功者**が!!

くびれ!!

トマちゃんは寝る前に飲むという手軽さで続けやすかったとのこと。

平成25年12月5日消表対第555号



寝ている間に勝手にダイエット?

累計販売 **35万個突破!**

夜トマト

ダイエットで **マイナス** **?** **キロ!!**

愛用者の方が集まって自慢のお腹を披露!!

他の愛用者の方もビックリ!!

寝る前に飲むだけで努力なし!?

私、昔はなんと **91**キロもあつたんです!!

これが子供を4人産んだお腹です!

もともと90kg台の体重だったんですよ。そんな時に出会ったのがトマちゃん。そして、今までできなかったことができました。一番上の子供が20代なのですが、この間、並んで歩いていた時に長男の奥さんと間違えられたりしました(笑)

さんのご自宅で撮影

以前着ていた洋服もこんなにブカブカ!

こんなにたくさんのくびれ美人**成功者**が!!

景表法

平成25年12月5日消表対第555号



そもそも正しいダイエット法とは?

「正しいダイエット」の正しい目的は健康的でキレイな体を手に入れることですが、そのためには正しいダイエットの知識を得ることが重要です。

- 1 食生活に気を付けよう**
正しい食生活を送ることは、健康的なダイエットの第一歩です。食生活の改善は、健康的なダイエットの第一歩です。
- 2 リバウンドに注意**
ダイエットの目的は、健康的な体を手に入れることです。リバウンドを防ぐためには、健康的な生活を続けることが重要です。
- 3 運動をしよう**
健康的な生活を続けることは、健康的なダイエットの第一歩です。運動は、健康的な生活を続けることが重要です。

も、通常のダイエットには大きな問題が...

- 問題1 お金も手間暇もかかる!**
- 問題2 忙しくて、運動や料理をする時間がない!**
- 問題3 継続するのが難しい! 長続きしない!**

これらの悩みを**解決**したい!
そこで.....



こう見えて41歳!!
子供を4人産んだお腹です!!

41歳 さん

「20kgの体重だったんですけど、ダイエット生活の時に買ったのがトマ美ちゃん。そして、新しい服を買うのが楽しくなりました。一番上の子供が20代なのですが、この間並んで歩いていた時に長男の奥さんに間違えられました。以前着ていた洋服が!!」

思わず、**その見事な美ボディをタッチ!!**

(消費者庁の判断)

あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく容易に著しい痩身効果が得られるかのよう
に示す表示をしていた (平成25年12月5日消表対第55
5号5頁)

平成25年12月5日消表対第555号

販売期間 約1年6か月
販売額推計 15億円

日刊新聞折込みチラシ、商品カタログ、雑誌
配布部数合計 **2000万部**
自社ウェブサイト 常時広告掲載

平成25年12月5日消表対第555号

- ✓ 商品を選ぶときに消費者が重視する事項について
→ 容易に著しい痩身効果が得られるかどうか**が重要**
- ✓ 実際と大きく異なる表示をし
→ 容易に著しい痩身効果は**得られない**
- ✓ 多くの消費者が目に触れる方法で頻繁に広告をし
→ 広告**2000万部**、**自社ホームページ**
- ✓ 長期間、又は、多額の売上げをあげている
→ 約**1年6月**、**販売額推計15億円**

景表法

平成25年12月5日消表対第555号

そもそも正しいダイエット法とは?

「正しいダイエット」の正しい目的は健康的でキレイな体を手に入れることです。そのためには正しいダイエットの知識を得ることが重要です。

- 1 食生活に気を付けよう**
正しい食生活を送ることは、健康的なダイエットの第一歩です。食生活の改善は、健康的なダイエットの第一歩です。
- 2 リバウンドに注意**
ダイエットの目的は、健康的な体を手に入れることです。リバウンドを防ぐためには、健康的な食生活を送ることが重要です。
- 3 運動をしよう**
健康的な体を手に入れるためには、健康的な食生活を送ることが重要です。健康的な食生活を送ることは、健康的なダイエットの第一歩です。

も、通常のダイエットには大きな問題が...

- 問題1 お金も手間暇もかかる!
- 問題2 忙しくて、運動や料理をする時間がない!
- 問題3 継続するのが難しい! 長続きしない!

これらの悩みを**解決**したい!
そこで.....

どう見ても41歳!!
子供を4人産んだお腹です!!

41歳 さん

以前着ていた洋服が!!

思わず、**その見事な美ボディをタッチ!!**

Q 広告には一言も「やせる」とは書いていないのに、どうして「**痩身効果が得られるかのように示す表示**」なんていわなければならないの？

A 表示全体から、一般消費者が受ける印象・認識が基準となりますから、言葉で書いていなくても、一般消費者がそのような印象・認識を持てば、「**痩身効果が得られるかのように示す表示**」になります。

(参考 不実証広告ガイドライン第1、2(2))

「著しく優良であると示す」表示に当たるか否かは、業界の慣行や表示を行う事業者の認識により判断するのではなく、表示の受け手である一般消費者に、「著しく優良」と認識されるか否かという観点から判断される。

「著しく優良であると示す」表示か否かの判断に当たっては、表示上の特定の文章、図表、写真等から一般消費者が受ける印象・認識ではなく、表示内容全体から一般消費者が受ける印象・認識が基準となる。

Q 実際に「痩せた」という体験談が多数、送られてきているので、効果は間違いないはずなのに、どうして措置命令が出されるの？

A 消費者の体験談の実例を集めた調査結果を、商品の効果・性能に関する裏付けとする場合には、無作為抽出法で相当数のサンプルを選定し、作為が生じないように配慮して調査する必要があります。体験談を送ってくる人は、商品の効果があったから体験談を送ってくる人が多いと考えられ、効果がなかった人との比較が正しくできないので、商品の効果・性能の客観的な裏付けにはなりません。

不実証広告規制（景表法7条2項）

痩身などの効果・性能に関する表示については、その表示を裏付ける**合理的な根拠となる資料**が必要

合理的な根拠とは

- ① **客観的に実証された内容**のものであること
- ② 表示された効果、性能と実証された内容が適切に対応していること

客観的に実証された内容

- ① 試験・調査によって得られた結果
- ② 専門家等の見解又は学術文献

措置命令の対象を拡大？

平成28年3月31日消表対第472号

The screenshot shows a website navigation menu with the following items: About (ココナッツジャパン), Feature (当社の特徴・強み), Products (商品のご案内), Health (健康), Beauty (美容), Diet (ダイエット), and Else (その他の記事). The 'Health' item is circled in red. Below the menu, there are two product pages. The left page is for 'ココナッツオイル' (Coconut Oil) and the right page is for 'ココナッツオイルカプセル' (Coconut Oil Capsules). Both pages include product images, descriptions, and a '商品の購入はこちら' (Purchase the product here) button.

FDA (米食品薬品局)、USDA (米農務省) 認定のエクストラバージンココナッツオイル、フィリピン現地採取、現地加工品です。新鮮な果肉を低温でじっくり圧搾したものを、一定の低温で時間をかけて発酵させます。これはココナッツに含まれる良質の発酵菌が作用して、ミルク分を浮かせ、上からオイル、ミルク、水に自然に分離させる方法です。そしてオイル分だけを抽出します。

商品のページには、なんら問題となる表記はない。

普通の食事にココナッツオイルを足すだけで栄養がグーンとアップ! → 別添2

ココナッツオイルの高い栄養価いま、なにかと注目を集めているココナッツオイル。気になっている女性も多いのではないのでしょうか。どうしても美容の効果に目が行きがちなココナッツオイ...[すべて読む](#)

0 いいね! 3 Tweet 0

ココナッツは万能の効能を持った魔法のアイテム! → 別添3

ココナッツオイルの歴史とその効能 ココナッツはインドネシアで古くから食用や医薬品として用いられており、3000年の歴史があるといわれています。その効能はアーユルヴェーダやセラピーといった...[すべて読む](#)

0 いいね! 1 Tweet 1

ココナッツオイルには整腸作用がある!? → 別添4

ココナッツオイルが便秘解消に効果的な秘密 ココナッツオイルが便秘解消に効果的なのは、優れた整腸作用があるからです。体内に溜まってしまった便を除去し、弱っている腸の動きを活発にしてくれ...[すべて読む](#)

0 いいね! 0 Tweet 0

ココナッツオイルで認知症の予防・改善 → 別添5

認知症とは 認知症とは、身体・脳の疾患によって記憶や判断などの能力が低下し、通常の社会生活を行う上で支障がある状態をいいますが、高齢者の認知症として最も多いと言われているのがアルツハイマ...[すべて](#)

商品ページからのリンク先には・・・
商品名はないがココナッツオイルについて

- ① 血圧を下げたり、中性脂肪を分解
- ② 万能の効能を持った魔法のアイテム
- ③ 優れた整腸作用がある
- ④ 認知症の予防・改善
- ⑤ ココナッツオイルでがん予防
- ⑥ ウィルス感染を防ぐ
- ⑦ ココナッツオイルが心臓病を予防
- ⑧ アルツハイマー病に効果がある

平成28年3月31日

ココナッツジャパン株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、ココナッツジャパン株式会社に対し、景品表示法第6条の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

ココナッツジャパン株式会社が生産する「エクストラバージンココナッツオイル」と称する食品及び「エクストラバージンココナッツオイルカプセル」と称する食品の認知症、ガン等の各種疾病を予防する効果等に係る表示について、景品表示法に違反する行為（表示を裏付ける合理的根拠が示されず、同法第4条第2項の規定により同条第1項第1号（優良誤認）に該当）が認められました。

1 違反行為者の概要

名 称 ココナッツジャパン株式会社（法人番号 3010001143133）
所 在 地 東京都港区麻布台三丁目2番7号
代 表 者 代表取締役 竹中 靖典
設立年月 平成23年10月
資 本 金 1億1000万円（平成28年3月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品 「エクストラバージンココナッツオイル」及び「エクストラバージンココナッツオイルカプセル」と称する食品（別紙1-1及び別紙1-2）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

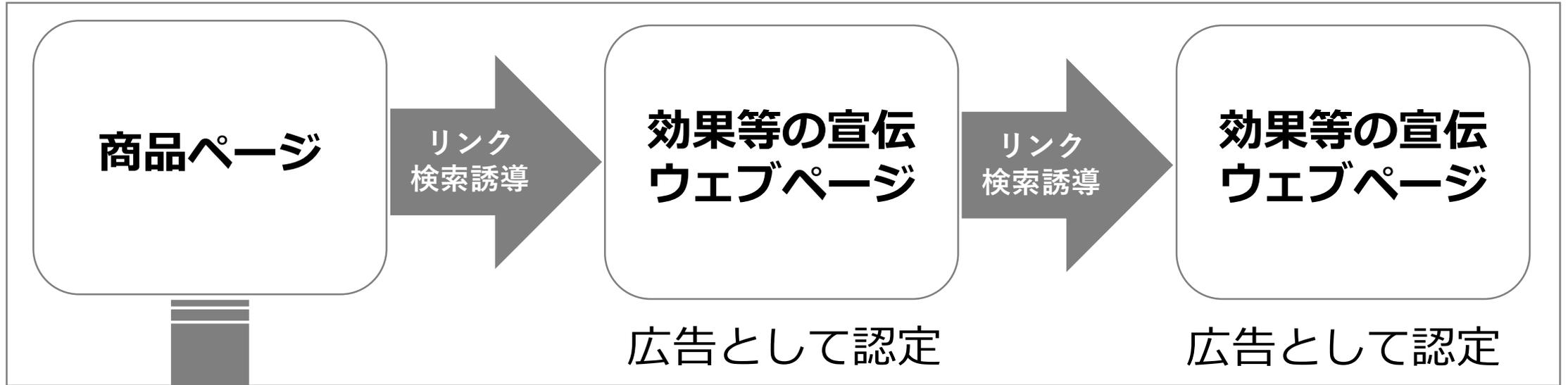
(7) 表示媒体

自社ウェブサイト※（別紙2）

※ 本件表示は、商品紹介ページ、これにリンクさせたページ及び更にそれにリンクさせたページ全体を商品の広告として認定したものである。

「* 本件表示は、商品紹介ページ、これにリンクさせたページ及び更にそれにリンクさせたページ全体を商品の広告として認定したものである。」

→商品のページとその効果等を別のページにしたからといって、行政処分を受けないとは言えない



商品ページの運営主体と宣伝ページの主体が異なっていたら？

= 広告として認定される可能性

健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について（全部改定 平成 28 年 6 月 30 日 消費者庁）

近年、インターネットを用いた広告手法の一つであるアフィリエイトプログラムを用いて、アフィリエイトが、アフィリエイトサイトにおいて、広告主の販売する健康食品について虚偽 誇大表示等に当たる内容を掲載することがある。このようなアフィリエイトサイト上の表示についても、広告主がその表示内容の決定に関与している場合（アフィリエイトに表示内容の決定を委ねている場合を含む。）には、広告主は景品表示法及び健康増進法上の措置を受けるべき事業者に当たる。

別紙2

健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について

制 定 平成25年12月24日

一部改定 平成27年1月13日

全部改定 平成28年6月30日 消費者庁

第1 はじめに

近年、国民の健康志向の高まりから、健康食品が広く普及する中、インターネット等を利用した広告・宣伝も活発に行われている。

一方で、このような広告・宣伝の中には、健康の保持増進の効果等が必ずしも実証されていないにもかかわらず、当該効果等を期待させるような健康増進法（平成14年法律第103号）上の虚偽誇大表示や不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）上の不当表示（優良誤認表示）（以下、これらを併せて「虚偽誇大表示等」という。）に該当するおそれのある宣伝等も見受けられる。虚偽誇大表示等は、健康増進法や景品表示法による禁止の対象となる。

なお、広告その他の表示において、具体的な商品名が明示されていない場合であっても、そのことをもって直ちに景品表示法及び健康増進法上の「表示」に該当しないと判断されるものではない。商品名を広告等において表示しない場合であっても、広告等における説明などによって特定の商品に誘引するような事情が認められるときは、景品表示法及び健康増進法上の「表示」に該当する。例えば、特定の食品や成分の健康保持増進効果等に関する書籍や冊子、ウェブサイト等の形態をとっている場合であっても、その説明の付近にその食品の販売業者の連絡先やウェブサイトへのリンクを一般消費者が容易に認知できる形で記載しているようなときは、景品表示法及び健康増進法上の「表示」に当たる。

景表法に違反すると？

- ✓ 指 導
- ✓ 措置命令
- ✓ 課 徴 金

✓ 措置命令がでたら、どうなる？

健康産業新聞
THE HEALTH INDUSTRY NEWS

日本経済新聞



報道されます

読賣新聞

✓ 措置命令がでたら、どうなる？



消費者庁のHP等で 長期間公表されます

景品表示法関係公表資料

景品表示法関連報道発表資料

2016年（平成28年）

平成28年9月1日  株式会社オークローンマーケティングに対する景品表示法に基づく措置命令について [PDF:1.7MB]

平成28年6月30日  小顔になる効果を標ぼうする役務の提供事業者9名に対する景品表示法に基づく措置命令について [PDF:1.9MB]
 別添1~3 [PDF:3.7MB]
 別添4~6 [PDF:4.2MB]
 別添7~9 [PDF:3.2MB]

平成28年3月31日  ココナッツジャパン株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について [PDF:6.3MB]
 別添 [PDF:6.1MB]

平成28年3月30日  株式会社えがおに対する景品表示法に基づく措置命令について [PDF:4.7MB]

一般社団法人 Federation of Fair Trade Conferences
全国公正取引協議会連合会

✓ 措置命令がでたら、どうなる？



売上ガタ落ち
ブランドガタ落ち
ネットで叩かれる

✓ 措置命令がでたら、どうなる？

措置命令の典型的な内容

- ① 表示が一般消費者に誤認を与えるものであった旨を一般消費者に周知すること
- ② 再発防止に必要な措置をとり自社の従業員に周知すること
- ③ 将来に向けて同様の行為を行ってはならないこと
- ④ 措置命令に従って行った内容を消費者庁に報告すること

✓ 措置命令がでたら、どうなる？

さらに、

多額の課徴金





景表法

第7条
(措置命令)

内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他**必要な事項を命ずることができる**。その命令は、当該違反行為が既になくなっていない場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

景表法

第8条
(課徴金納付命令)

事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した**売上額に百分の三を乗じて得た額**に相当する額の**課徴金を国庫に納付することを命じなければならない**。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないとき認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

措置命令

措置を命ずることができる

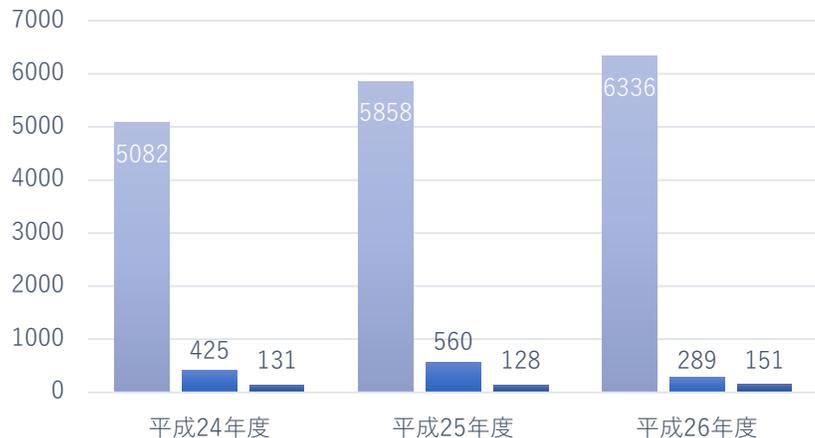
課徴金納付命令

課徴金を納付することを命じなければならない

**課徴金は、非裁量的処分
売上高×3%×3年**

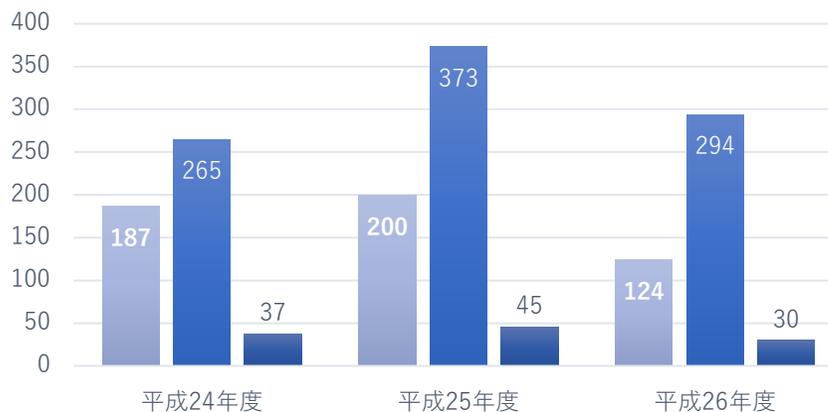
措置命令を受ける確率は？

景表法



端緒

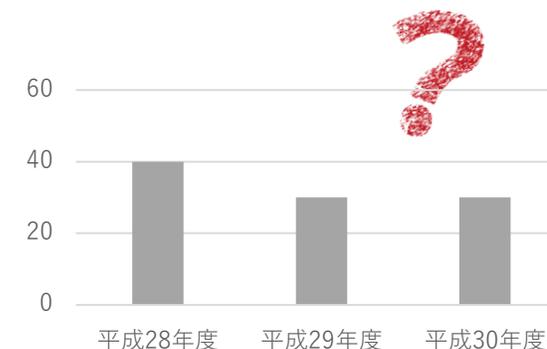
端緒は情報提供



措置命令

情報提供案件の0.6%
調査案件の7%に措置命令

措置命令≒課徴金



課徴金

東京都 都道府県については、平成28年4月30日現在、措置命令は3件のみ

対 策

表示管理体制の整備

(平成26年11月24日「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」)

- ① 景品表示法の考え方の周知・啓発
- ② 法令順守の方針の明確化
- ③ 表示等に関する情報の確認
- ④ 表示等に関する情報の共有
- ⑤ 表示等を管理するための担当者等（表示等管理担当者）
を定めること
- ⑥ 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置をとること
- ⑦ 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応

(不当な表示の禁止)

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

(課徴金納付命令)

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

健康増進法

健康増進法に違反すると？

- ✓ 勧告（公表）
- ✓ 措置命令
- ✓ 刑事罰

2016年消費者庁によるネットパトロール

肝機能

がん

関節痛

ロボット型全文検索システムを利用し、検索結果を目視で確認

インフル

脳梗塞

花粉症

動脈硬化

* インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について（平成 27 年 10 月～12 月）

2016年消費者庁によるネットパトロール

- ✓ 142事業者 162 商品について、健康増進法第 31 条第 1 項に違反するおそれのある文言等を含む表示を行っていたことが確認されたため、当該事業者に対し、当該表示の**改善を要請**
- ✓ 当該事業者が出店するショッピングモール運営事業者に対し、同 要請を行った旨を通知し、当該運営事業者に表示の**適正化について協力を要請**

*インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について（平成 27 年 10 月～12 月）

消費者庁が使った検索ワード一覧

	検索ワード
2015年	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「癌」、「脳梗塞」、「動脈硬化」、「関節痛」、「インフルエンザ」等、 ➤ 「ダイエット」、「痩身」、「脂肪燃焼」、「美白」等 ➤ 「機能〇〇食品」等
2014年	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「インフルエンザ」、「ウィルス対策」、「ノロウィルス」、「乾燥肌」、「花粉症」等 ➤ 「特定保健用食品」、「トクホ」、「特保」の許可表示を逸脱した表現 ➤ 「ダイエット」、「痩身」、「痩せる（やせる、ヤせる等）」、「脂肪燃焼」、「脂肪分解」、「脂肪排出」、「脂肪を消費」、「代謝向上」、「デトックス効果」、「体重減少」、「減量」等 ➤ 「ガン（がん、癌）」、「脳梗塞」、「動脈硬化」、「肝炎」、「心臓病」、「糖尿病」、「脳卒中」、「脳出血」、「くも膜下出血」、「脂質異常症（高脂血症）」、「高血圧」、「肥満（症）」等
2013年	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「被ばく予防（治療）」、「放射性物質の体外排出」、「免疫力向上（アップ）」、「白血病の発症リスクの低減」、「甲状腺機能低下を防ぐ」、「体内の放射性物質を吸着（排せつ）する」等

2016年3月1日 史上初の「勧告」



News Release

平成28年3月1日

ライオン株式会社に対する健康増進法に基づく勧告について

消費者庁は、本日、ライオン株式会社に対し、健康増進法第32条第1項の規定に基づき、勧告を行いました。
ライオン株式会社が「トマト酢生活トマト酢飲料」と称する特定保健用食品に関し、日刊新聞紙に掲載した広告は、健康の保持増進の効果について、著しく人を誤認させるような表示であり、健康増進法第31条第1項の規定に違反するものであるところ、かかる行為は、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認められました。

1 違反行為者の概要

名称 ライオン株式会社（法人番号 1010601016863）
所在地 東京都墨田区本所一丁目3番7号
代表者 代表取締役 濱 逸夫
設立年月 大正7年9月3日
資本金 344億3372万8970円（平成28年1月現在）

2 勧告の概要

(1) 対象商品

「トマト酢生活トマト酢飲料」と称する特定保健用食品*1 [\(別紙1\)](#)

*1 特定保健用食品は、健康増進法第26条第1項又は同法第29条第1項の規定に基づき、特別の用途のうち、特定の保健の用途に達する旨の表示をすることについて、消費者庁長官の許可又は承認を受けた食品であって、食生活の改善に寄与することを目的として、その食品の摂取が健康の維持増進に役立つ、又は達する旨を表示することのみが許可又は承認されているものである。

(2) 対象表示

ア 表示の概要

① 表示媒体 [\(別紙2\)](#)

日刊新聞紙に掲載した広告

② 表示期間

平成27年9月15日から同年11月27日まで

- ✓ トマト○○○（特定保健用食品）
- ✓ 大手上場企業
- ✓ 表示内容

- 「トマト○○」は、消費者庁許可の特定保健用食品です。
- 臨床試験で実証済み！これだけ違う、驚きの『**血圧低下作用**』
- 体験談「**実感できたから続けられる！**」

Contact Information



中里妃沙子

代表弁護士

Nakazato@maru-soleil.jp

Tel 03-5224-3801



齋藤健一郎

企業法務部長弁護士

Saito@maru-soleil.jp

Tel 03-5224-3801